

《サービス管理責任者の実務経験（※1）について》

| 【業務範囲】 ① 相談支援業務（※2） | | 実務経験年数 |
|---|---|-------------------|
| 1 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業に従事する者 2 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者 3 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従事者又はこれに準ずる者 4 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者 5 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者のうち、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（※3） (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者 6 (3) 所定の国家資格（※4）を有する者 (4) 上記1から5に掲げる者であって、それぞれの施設等における従事者又は従業者としての期間が1年以上である者 | | 5年以上 (相互に通算可能) |
| 【業務範囲】 ② 直接支援業務（※5） | | |
| 1 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者 2 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者 3 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者 4 特例子会社又は重度障害者を多数雇用する事業所（※6）その他これらに準ずる施設の従業者 5 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者 | (1)社会福祉主事任用資格を有する者 (2)相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者 (3)保育士又は児童指導員若しくは精神障害者社会復帰指導員の資格を満たす者 上記以外の者 | 8年以上 |
| 【業務範囲】 ③ 所定の国家資格を有する者が当該資格に基づき行う業務等 | | |
| 1 所定の国家資格（※4）を有する者が当該資格に係る業務に3年以上従事し、かつ上記の業務に3年以上従事したものであるとき | | 3年以上 |

- ※1 「実務経験」とは、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを要する。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が通算して5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。
 なお、実務経験は、現にサービス管理責任者として業務に従事することとなった日までに要件を満たせばよいものとする。
- ※2 「相談支援業務」とは、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務をいう。
- ※3 「社会福祉主事任用資格を有する者」とは、社会福祉士や、大学等で社会福祉に関する科目を修めて卒業した者など、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。
- ※4 「国家資格等」とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、栄養士又は精神保健福祉士の資格をいう。
 なお、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらとしてもカウントしてよい。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、6年以上の実務経験ではなく、3年以上の実務経験で良いことになる。
- ※5 「直接支援業務」とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務をいう。
- ※6 「特例子会社」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社を、「重度障害者多数雇用事業所」とは、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所をいう。